

「自殺対策推進会議の開催について」の一部改正について（案）

平成 20 年 10 月 31 日

自殺総合対策会議決定

自殺対策推進会議の開催について（平成 20 年 1 月 31 日自殺総合対策会議決定）の一部を次のように改正する。

第 2（1）に次のように加える。

ただし、内閣府特命担当大臣（自殺対策）は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

「自殺対策推進会議の開催について」の一部改正について（説明資料）

1. 趣旨

自殺対策推進会議について、構成員を追加して緊急的・機動的に開催することが必要な場合等には、会議の招集権者である内閣府特命担当大臣（自殺対策）の判断に基づき、構成員を追加できるようにする。

2. 新旧対照表

○自殺対策推進会議の開催について（平成20年1月31日自殺総合対策会議決定）

改正案	現行
1. (略)	1. (略)
2. 構成等 (1) 推進会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。 <u>ただし、内閣府特命担当大臣（自殺対策）は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。</u> (2)～(4) (略)	2. 構成等 (1) 推進会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。 (2)～(4) (略)
3.～6. (略)	3.～6. (略)

(参考)

○銃器対策推進本部の設置について（抄）（平成7年9月閣議決定）

2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長 内閣官房長官
 副本部長 内閣府特命担当大臣（銃器対策）
 国家公安委員会委員長
 本部員 内閣官房副長官補
 内閣広報官
 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
 (略)